

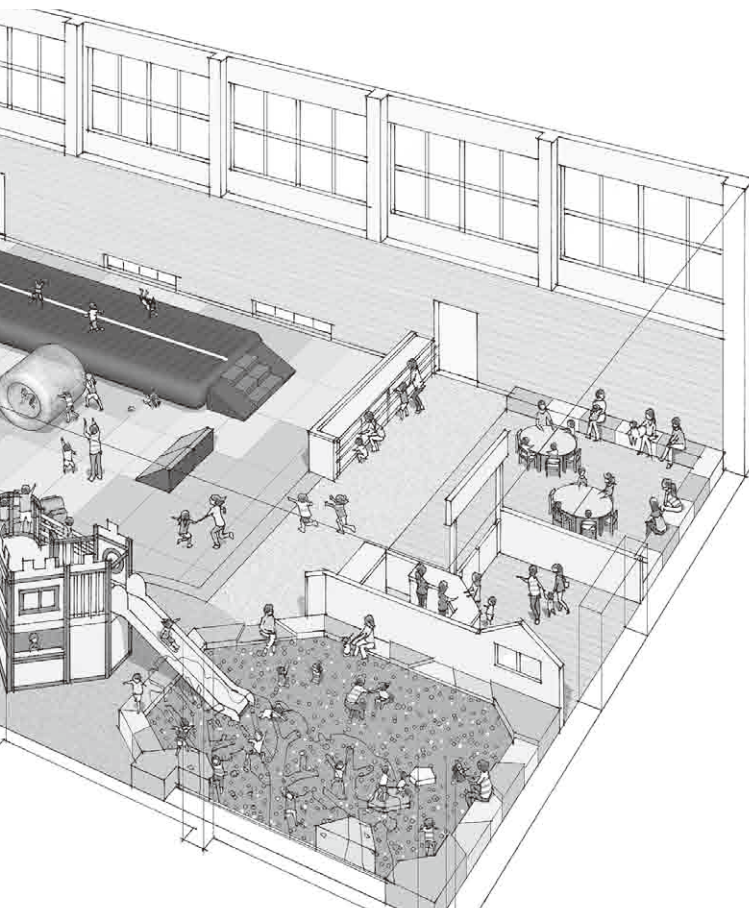
屋内の子ども遊び場設置を可決

総事業費5000万円
7月末にオープン予定

6月議会定例会は6月20日から25日まで6日間の会期で開かれました。

今定例会には、条例の制定や改正、平成25年度補正予算など23議案が提出され、すべて原案どおり可決、同意、決定されました。

一般質問では7人の議員が登壇し、10項目にわたって町政をたどりました。



原子力災害の影響により、子どもたちが屋外で遊ばせることに不安を抱く声にこたえ、子どもたちが屋内でのびのびと遊べる環境づくりを進めるため、森江野町民センターの体育館に遊具などを設置します。

施設整備の事業費は、6月議会の補正で2706万円を増額して総額5000万円となり、エアトラックやボールプール、ベビーゾーンなどの遊具が設置されます。利用対象者は0歳から小学生までの子どもとその保護者で、利用料は無料です。7月末のオープンを予定しています。

(全員賛成で可決)

条例改正など

延滞金の率を引き下げ

地方税法の改正による延滞金の率の改正

(要旨) 地方税法の改正により、町税や諸収入、貸付事業、後期高齢者医療保険料、介護保険料、下水道受益者負担金、町営住宅使用料などの延滞金の率を引き下げ

ました。

(全員賛成で可決)

問

(阿部泰藏議員)

町では住宅家賃滞納者に支払いを求めて民事調停の申し立てをしたが、これまでの延滞金の率はいくらで計算してきたのか。

建設課長

これまでは改正前の14・6%で、1か月未満は7・3%で計算している。

問

(阿部泰藏議員)

今回は延滞金の利率を下げる改正だが、悪質滞納者にはある程度の率は必要ではないか。

税務課長

滞納者には多くの期限内納付者との公平性を保つため、厳正に対処している。滞納者には延滞金等が課される不利益を説明し早期納付を促す。

改正された延滞金の率

延滞金の率	改正後の率 (25年度)	改正前の率
1か月未満	3.0%	7.3%
1か月以上	9.3%	14.6%

(平成26年1月1日から適用)



もっとたくさん遊べるよ(藤田保育所)



屋内遊び場 イメージ

25年度国保税を減額で決定

国民健康保険税

条例の改正

25年度は、医療費の増加による国保税の増額を避けるため、24年度繰越金などから4800万円をあて、負担軽減を図った結果、医

療分、支援金分の一世帯当たりの合計額は14万3850円(前年比1万5168円減)になりました。介護分は、負担金の伸びが大きく一世帯当たりの負担額は4万3697円(前年比6569円増)になりました。

(全員賛成で可決)

原発避難者の国保税、介護保険料の減免を延長

(要旨) 東日本大震災の被災者に対する減免のうち、原発避難者の国保税、介護保険料の減免を25年度分まで延長しました。

(全員賛成で可決)

放課後児童クラブを6年生まで拡大

(要旨) 7月から放課後児童クラブの対象を小学校6年生まで拡大し、会場を旧藤田幼稚園に移しました。

(全員賛成で可決)

国保税の軽減措置を延長

(要旨) 20年度から後期高齢者医療制度が開始され、国保税と後期高齢者医療保険料をそれぞれ負担することになり一世帯当たりの負担額が増える場合があります。そのため制度開始から5年間の軽減措置をしています。したが、その期限が切れるため、3年間延長しました。

(全員賛成で承認)

桑折町と下水道設置で協議決定

(要旨) 桑折町の「あつかし荘」周辺に国見町で公共下水道を設置するため、桑折町と協議することを決定しました。

(全員賛成で可決)

国保税負担軽減の比較

	4800万円をあてた場合 (医療分+支援金分)	あてなかった場合 の試算(同)
1世帯当たり	14万3850円 (2万9618円減額)	17万3468円
1人当たり	7万7479円 (1万7232円減額)	9万4711円